

SOFTIC判例ゼミ第6回 2021年12月23日

野村HD対日本IBM
(東京高等裁判所 平成31(ネ)1616)

発表者 太田 知成
重村 瑞唯

※本資料におけるコメントは発表者個人の見解であり、所属する団体の意見ではありません。

1. 事件概要

(1) 野村HDと野村証券（以下「野村HDら」）が本件開発で解決しようとした課題

バックオフィス業務の基幹システムであるCUSTOMの保守管理の手間と維持管理費用の増加



解決手段としての開発

- ①CUSTOMを野村総研が権利を保有するSTARへの置き換える
- ②個人向け商品の情報システムを一新してスリム化する（リテールITプロジェクト）

1. 事件概要

(2) IBMが受注したシステム開発

①(1)に挙げた②のうち、SMAFWの開発

- ・ SMAFW = S M A ・ ファンドラップ ・ システム
- ・ S M A = Separately Managed Accountの略で、資産運用のアドバイスや株式・債券・投資信託の売買注文等を一括して提供する資産運用サービス
- ・ ファンドラップ (Fund Wrap) = 投資一任運用サービスの一種で、顧客のリスク許容度や投資目的に合わせて、金融機関の専門家のアドバイスをもとに異なるタイプの複数の投資信託を選び、これらを組み合わせる運用サービス
- ・ SMAFWは、STARのサブシステム (システムがワークフローとリソースの使用を調整するために使用する単一の事前定義された操作環境のこと - IBM用語辞典より) を担う。
- ・ STARとネットワークで接続され、連携して処理を行うことが予定されていたため、S T A Rと同じ平成25年1月4日の稼動開始が予定されていた。

②同システムは投資一任業務におけるファンドマネージャー業務を担当する野村証券の社員が使用するもので、資産運用状況の把握、投資方針の決定、注文管理、徴収すべき手数料額の算定、顧客向けの報告資料の作成などをシステム内で行うもの

③IBMは、本件システム開発においてスイスのテメノス社 (IBMのパートナー企業) が開発し権利を保有するWealthManager™ Software (以下「WM」) を活用することを提案し、野村HDらから承諾を得た。

1. 事件概要

(3) スケジュール

裁判で認定された本件システム開発スケジュールと実態は以下のとおり。詳細は別紙ご参照。

	平成22年		平成23年				平成24年												平成25年								
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
当初スケジュール	POC	検証		要件定義	立上げ	概要設計			基本設計・詳細設計・開発フェーズ (プログラムの製作、完成、納品まで) プログラムの納品は12月末まで						テストフェーズ		STARとの並行稼働テストおよび本番移行期間 1月4日稼働開始										
契約上の期間	個別①	個別②		個別③	個別④	個別⑥			個別⑧	個別⑨	個別⑬ (~3月31日→8月24日) Drop 1基本設計、開発およびサブシステム内連結テストの実施						個別⑮ Drop2プログラム作成・内部連結テスト(~6月30日→8月24日) 個別⑭ 全体総合テスト (~10月4日)										
実態	<p>平成23年4月 野村証券から変更要求 (四半期リバランス)</p> <p>5月 IBMがカスタマイズの多さに懸念を抱き、6月から野村証券との間で調整を開始</p> <p>7月 設計開発フェーズに入ることを遅らせてカスタマイズ工数を減らすための「概要設計最適化フェーズ」を追加した (個別⑧) しかし、工数を十分削減できず、それどころか野村証券からの追加カスタマイズの要求は止まなかった。</p> <p>8月 概要設計の積み残しがあり設計開発フェーズに入れない。そのため基本設計準備のステージを追加した。(契約⑨)</p> <p>9月 プログラムが分割出荷に変更。最終納品も3月末に後退</p> <p>9月~11月 野村証券からの変更要求が続く</p> <p>12月 IBMから野村証券に対して新たな変更要求の凍結を要請するが、翌年2月も新たな変更要求がされてしまう</p> <p>平成24年2月~納品スケジュールが次々と延期、または納品物のクオリティの問題で手戻りが発生する</p> <p>8月 3月実施予定であった総合テストに着手するも、極めて多くの問題が発生する</p> <p>8月24日 IBMよりスケジュールおよび品質の点にリスクがある旨を野村証券に通知</p> <p>8月27日 野村証券、IBMからの通知を受けてコンティンジェンシープランを発動、総合テストを中止し、現行システムを暫定的にSTARに接続することを決定。IBMは開発続行を求めるも、野村証券は11月2日に本件開発中止通告を行い、平成25年1月29日、契約解除を通知</p>																										

1. 事件概要

(4) 締結された契約

裁判で認定された野村HDとIBMとの契約は以下のとおり。基本契約は存在しない。

No.	締結日	契約書名（高裁判決22ページ以降における名称）	目的
1	平成22年（2010年）11月12日頃	本件個別契約 1	PoC（≡実証実験）実施の「事前準備」をIBMに委託するもの
2	同月29日頃	本件個別契約 2	PoCの「実機検証」をIBMに委託するもの
3	平成23年1月17日頃	本件個別契約 3	「要件定義書」と称する文書の策定
4	平成23年3月3日頃	本件個別契約 4	概要設計（本格的な要件定義作業）の立ち上げ（周辺システムとの連携や保守スキームの検討およびテメノス社での研修受講によるスキルアップ）
5	平成23年4月4日頃	本件個別契約 5	概要設計（本格的な要件定義作業）
6	No.5と同じ頃	本件個別契約 6	システム完成前にWMを使用するためのWMライセンス契約
7	同上	本件個別契約 7	開発機器の購入と初年度保守料
8	平成23年7月1日頃	本件個別契約 8	概要設計最適化フェーズの実施（あるべき業務プロセスの検討と業務要件の再レビュー，あるべき業務プロセスの作成，SMA/FWの共通化，直投の対応検討，必要インターフェースの精査，移行計画，基本設計の準備作業の支援）
9	平成23年8月4日頃	本件個別契約 9	基本設計準備フェーズの実施
10	平成23年後半	本件個別契約10	設計開発フェーズにおける作業（機械・ハードウェアの購入等）
11	同上	本件個別契約11	同上
12	同上	本件個別契約12	同上
13	平成23年9月9日	本件個別契約13	Drop 1部分の基本設計，プログラムの製作納品並びにIBM単独で実施可能なテスト（単体テスト及びサブシステム内連結テスト）の実施
14	平成24年3月26日	本件個別契約14	テスト（サブシステム間連結テストITb（外部結合），総合テスト，ユーザ受入テスト），データ移行の実施・支援
15	平成24年3月2日	本件個別契約15	Drop 2部分の全部及びDrop 1のうち本件個別契約13の締結以降に新たに追加された機能の部分の開発・プログラム製作

1. 事件概要

(5)IBM人員体制

名	チーム・役職名	当初の役割等	その後
B	プロジェクトオーナー	野村証券に常駐しており、本件開発への参画を企画	概要設計最適化フェーズ開始の際にオーナーをNに交代
N	同上	パッケージ導入開発の経験豊富、カスタマイズ削減を期待されていた	コンティンジェンシープラン発動後はSに責任者を交代予定
J	プロジェクトマネージャー		
E	PoC検証担当		
F	同上		
G	同上		
H	基幹業務チーム	概要設計の全体調整（事前準備段階のPoC参加者）	概要設計最適化フェーズ開始の際にアドバイザーに後退
K	基幹業務チーム →アドバイザー→WM開発担当	H配下。テメノス社の研修受講	同上。ただし、翌月にはWMチームへ復帰
C	同上	同上	同上
L		テメノス社の研修受講	概要設計最適化フェーズ開始の際にアドバイザーに後退し、翌月にはPJの体制図に載らなくなる。平成23年9月に正式に離脱
O	WM開発担当リーダー →WMコンフィギュレーション担当	K・Cとテメノス社社員Rから構成されるチームのマネジメント	平成23年11月Qにリーダーを交代し、WMコンフィギュレーション（設定）担当に
Q	WM開発担当リーダー	同上	平成23年11月にOから交代

1. 事件概要

(6) 当事者の請求額とその根拠

野村HDら（平25（ワ）31378原告）	IBM（平26（ワ）9591反訴原告）
<p>野村HD 34億3533万0570円および遅延損害金内訳)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 31億2281万2396円 （①本件各個別契約、②本件開発業務のために被告以外の者との間で締結した各契約、③本件開発中止に伴い締結した各契約）・ 21万5395円 （本件開発業務に用いた各機械の処分に要した費用）・ 3億1230万2779円（弁護士費用） <p>野村証券 1億8157万8159円および遅延損害金内訳)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 1億6507万1054円（本件開発業務のために要した費用）・ 1650万7105円（弁護士費用）	<ul style="list-style-type: none">・ 3億9049万5000円（本件個別契約13～15に係る報酬合計）・ 1億7253万4759円 （本件開発業務の遅延によって生じた追加作業、野村証券が要件を変更したことによって生じた追加作業、本件開発業務の中止を踏まえたサーバ停止作業に係る相当報酬）

1. 事件概要 (6)当事者の請求額とその根拠

野村HDら	IBM
<p>1 本件各個別契約の履行不能等（野村HDの主張） IBMはプロジェクト・マネジメントを怠り、本件開発業務は、遅くとも野村証券が本件開発業務中止の通告をした平成24年11月2日までに、①技術的観点から一定期間内に本件システムの品質を金融システムに求められるレベルにまで改善することができない状況となり、②野村HDらとIBMとの間の信頼関係が崩壊して共同して本件開発業務を完遂することのできない状態となり、③本件開発業務の続行のために野村HDらによる多額の追加費用負担をIBMが求め、④現行システムの保守期限（平成25年9月）までに確実に本件システムを稼働開始することが困難となったから、野村HDらが本件開発業務中止の判断をしたことには合理性があり、本件システムは、社会通念上、客観的に完成不能となったものというべきであり、さらに⑤平成25年1月15日にIBM自身が本件システム開発を続行しないと明言したことから、本件各個別契約は、既履行・未履行を問わず全部履行不能（又は不完全履行）となり、IBMは野村HDに対し債務不履行責任を負うというべきである。</p> <p>2 本件各個別契約の履行遅滞等（野村HDの高裁における追加主張） 本件個別契約13、14、15および6は債務不履行に陥っている</p> <p>3 不法行為（野村HDらの主張） IBMは、本件開発業務において、①IBM及びテメノス社の要員のWM及び証券業務についての知識不足、②引継ぎに不備のある頻繁な要員の交代、③杜撰な進捗管理、④不正確・不十分な設計書及び⑤杜撰な品質管理から、適切なプロジェクト・マネジメントを行わず、本件開発業務を頓挫させたから、不法行為責任を負う。</p>	<p>1 本件個別契約13から15までに基づく未払報酬請求 A IBMは、本件個別契約13及び15の全工程を終了し、その債務の全部を履行した。 イ IBMは、本件個別契約14について、平成24年4月1日から同年11月9日までその履行をした。同日以降は、野村HDらに履行を拒まれて、履行することができなかつたので、民法536条2項により、IBMは未履行业務に対する報酬請求権を失わない。</p> <p>2 本件各個別契約に基づかない以下追加作業についての報酬請求 (1) ストーリーボード修正及び単体テスト (2) 契約外の追加カスタマイズ作業等 (3) 本件開発業務の中止に伴う作業 請求根拠は、 ・ 当事者の合意（IBMの作業を野村HDらが止めなかつた） ・ 商法512条（上記(1)から(3)はIBMの営業の範囲内野村HDらのための行為である） ・ 債務不履行（野村HDは、WMを採用するか否かの意思決定を遅延し、社内調整ができず投資顧問部がIT戦略部の方針に反してシステム仕様決定の段階において現行業務に固執したため工数増大を招き、システム仕様が決された後の下流工程においても新要件の追加・変更要求を繰り返して本件開発業務を遅延させ、一方的に本件開発業務を中止した。このような野村HDのプロジェクト・マネジメント義務の不履行により、前記(1)から(3)までの追加作業をIBMが実施せざるを得なくなった</p>

1. 事件概要

(7)判決

地裁は不法行為の成立は否定したが、本件各個別契約の一部（本件個別契約13から15まで）がIBMの帰責事由により履行不能になったと判断した。その結果、本訴事件のうち野村HDの請求を16億2078万円の限度で認容し、野村HDのその余の請求及び野村証券の全部の請求を棄却した。また、反訴事件におけるIBMの請求の全部を棄却した。

当事者の全員が、各敗訴部分の全部（ただし、附帯請求棄却部分の一部を除く。）を不服として控訴し、高裁はIBMの逆転勝訴判決となった。その後野村側が上告を取り下げたため高裁判決で確定した。

東京地方裁判所 平成31年3月20日判決 (平25(ワ)31378・平26(ワ)9591)	東京高等裁判所 令和3年4月21日判決 (平成31(ネ)1616)
<ol style="list-style-type: none">1 被告は、原告野村HDに対し、16億2078万円及びこれに対する平成25年6月13日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。2 原告野村HDのその余の本訴請求、原告野村証券の本訴請求及び被告の反訴請求をいずれも棄却する。3 訴訟費用は、本訴反訴を通じて、これを21分し、このうち9を原告野村HDの負担とし、1を原告野村証券の負担とし、その余を被告の負担とする。4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。	<ol style="list-style-type: none">1 IBMの控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。<ol style="list-style-type: none">(1) 本訴事件における野村HD及び野村証券の請求を棄却する。(2) 反訴事件に基づき、野村HDは、IBMに対し、1億1224万5000円及びこれに対する平成24年10月1日から支払済みまで年6%の割合による金員を支払え。(3) 反訴事件におけるIBMのその余の請求を棄却する。2 野村HD及び野村証券の控訴を棄却する。3 訴訟の総費用は、これを10分し、その1をIBMの負担とし、その1を野村証券の負担とし、その余を野村HDの負担とする。4 この判決の第1項(2)は、仮に執行することができる。

2. 逆転判決の理由

(1)争点

- (1)本件開発においては多段階契約としての各個別契約のみが締結されている。IBMが各開発段階の作業を遂行する債務のほかに、システムを最終的に完成させる債務を負うかどうか
- (2)パッケージソフト（WM）を利用したシステム開発であるのに、パッケージの標準装備機能で本件システムの機能の大部分をまかなう開発とならず、カスタマイズ量が想定外に増加して、本件開発業務が遅延し、成果物のテスト結果が不良であったことが、野村HDによる本件開発業務断念の誘因となっている。このことについてIBMに債務不履行責任や不法行為責任が発生するかどうか
- (3)その他（損害・IBMの抗弁（責任制限条項・過失相殺））

2. 逆転判決の理由

(2) 「IBMが各開発段階の作業を遂行する債務のほかに、システムを最終的に完成させる債務を負うかどうか」について

地裁・高裁の結論は同じ（下線は発表者が追加）

地裁判決	高裁判決（判決69ページ第2の第1項）
<p>確かに、コンピュータ・システム開発においては、不可避免的に発生する不測の事態を想定し、これに対応しつつ、試行錯誤を経ながら進行するのが通常であるため、ユーザとベンダ双方のリスクマネジメントの機会を確保する観点から、工程ごとに段階的に個別契約を締結する手法が採られていることが認められる（乙118，乙124）。</p> <p>（中略）</p> <p>本件各個別契約がフェーズごとに段階的に締結されてきたのは、様々な変更を織り込みつつ進行する開発状況に応じて、リスクマネジメントの観点から、段階ごとに次の工程の在り方を検討し、当該次の工程に必要な・適切な債権・債務を契約ごとに個別具体的に定める趣旨に基づくものと解される。そして、STARと連携した稼働開始までには、本件各個別契約における債務のほかに、移行に関わる作業など、更に契約上の債務として個別具体化されるべき種々の作業が必要になると推認することができるから、<u>被告が、本件各個別契約に基づき、直接、STARと連携して稼働する本件システムを完成させるべき契約上の債務を負っていたとまでは解されない。</u></p>	<p>…しかしながら、ビジネス上の目標が重要であるからといって、ビジネス上の目標がそのまま契約上の債務として合意されるとは限らない。（中略）<u>ビジネス上の最終目標の実現に無視できないリスクがある場合には、ビジネス上の最終目標の実現を契約上の債務としないことも、リスク回避の一つの方法である。</u></p> <p>（中略）</p> <p>以上によれば、本件システムを最終的に完成させることや、<u>本件システムを平成25年1月4日にSTARのサブシステムの一つとしてSTARと同時に稼働開始させることが、契約当事者双方のビジネス上の目標であったという事実は認定できるものの、これらが契約上のIBMの債務として合意されたという事実を認定するには、無理がある。ましてや、本件各個別契約の締結に先立ち、IBMがWMを利用した本件システムの導入を提案して採用されたことをもって、IBMと野村HDの間に本件システムを完成させる合意がされたという事実を認定するには、無理があるというほかはない。他に、IBMが本件システムを完成させる債務を負っていたという事実を認めるに足りる証拠はない。</u></p>

2. 逆転判決の理由

(3) 「パッケージソフト（WM）を利用したシステム開発であるのに、パッケージの標準装備機能で本件システムの機能の大部分をまかなう開発とならず、カスタマイズ量が想定外に増加して、本件開発業務が遅延し、成果物のテスト結果が不良であったことが、野村HDによる本件開発業務断念の誘因となっている。このことについてIBMに債務不履行責任や不法行為責任が発生するかどうか」について

① 履行が完了したことが明らかな本件各個別契約（13・14・15以外）について

- 本件個別契約13～15を除く本件各個別契約については、履行不能とはならず、それぞれの段階的な契約目的を達成して終了した。
- 履行不能は成立しない。（地裁・高裁）

②本件個別契約6について

- 本件個別契約6は、本件システム完成前の本件システム開発の段階において必要な当初ライセンスを野村HDに付与する契約にすぎないことが明らかである。そして、前掲証拠によれば、野村HDは本件システム開発に必要なWMの提供を受けたという事実を認定することができる。
- 履行不能・債務不履行（高裁での野村HDらの追加主張）共に成立しない。（高裁）

2. 逆転判決の理由

(3) 「パッケージソフト（WM）を利用したシステム開発であるのに、パッケージの標準装備機能で本件システムの機能の大部分をまかなう開発とならず、カスタマイズ量が想定外に増加して、本件開発業務が遅延し、成果物のテスト結果が不良であったことが、野村HDによる本件開発業務断念の誘因となっている。このことについてIBMに債務不履行責任や不法行為責任が発生するかどうか」について

③ 本件個別契約14について

	地裁	高裁
IBMの責任の有無（契約の性質）	本件個別契約14の履行不能に係る帰責事由は、コンティンジェンシープランの発動がごく通常の、あるいは当然の因果の流れとされるような本件リスク報告までの開発業務の遅延と障害多発の状況について、検討されるべきである。	S T A Rとの総合テスト及びデータ移行等の準備及び実施の支援を行う準委任契約（仕事の完成を目的とした請負契約ではない）
履行不能について	原告野村証券は、平成24年8月24日の本件リスク報告を受け、総合テストを中止してコンティンジェンシープランを発動することとし、同月27日には本件発動通知をし、S T A Rの稼働開始に向けて現行システムとの接続が開発されるに至ったが、ここで発動されたコンティンジェンシープランとは、不測の事態が発生したときに被害や損失を最小限にとどめる目的であらかじめ定められたものであり、以上のような許容し得ない現実的で差し迫った業務支障リスクに直面した当時の状況の下で、ユーザである原告野村証券が、リスクマネジメント策としてコンティンジェンシープランを発動するということは、社会通念に照らして客観的にみて、ごく通常の、あるいは当然の因果の流れであったと認められる。むしろ、当時の状況の下で、本件開発業務がそのまま継続されるということは、通常考え難いほどに不自然・不合理なことというべきである。	IBMが本件システムを完成させる義務を負うことを前提とする本件個別契約14の履行不能の主張は、理由がない。 = 履行不能ではない

2. 逆転判決の理由

(3) 「パッケージソフト（WM）を利用したシステム開発であるのに、パッケージの標準装備機能で本件システムの機能の大部分をまかなう開発とならず、カスタマイズ量が想定外に増加して、本件開発業務が遅延し、成果物のテスト結果が不良であったことが、野村HDによる本件開発業務断念の誘因となっている。このことについてIBMに債務不履行責任や不法行為責任が発生するかどうか」について

③ 本件個別契約14について(続き)

	地裁	高裁
履行不能について	<p>上記中止された総合テストとは、（中略）具体的には、リテールITプロジェクトの総合テストへの参加を通じ行われるものであるところ（前記認定事実6(1)及び(2)）、以上の事情の下では、本件発動通知の後に、現行システムでなく、本件システムがリテールITプロジェクトの総合テストに再び参加することは、社会通念上、客観的にみてあり得ない。</p> <p>そうすると、本件個別契約14における被告の債務は、本件発動通知がされた平成24年8月27日の時点において、履行不能を来したものと認められる。</p>	<p>IBMが本件システムを完成させる義務を負うことを前提とする本件個別契約14の履行不能の主張は、理由がない。 ＝履行不能ではない</p>
債務不履行について	—	<p>全体総合テストを平成24年10月4日までに終わることがIBMの債務として合意されていたことを認めるに足りる証拠はない。したがって、IBMが野村HDら主張の履行遅滞の責任を負うことはない。野村HDらの主張を採用するには、無理がある。</p>

2. 逆転判決の理由

④ 本件個別契約 1 3 および 1 5 について

	地裁	高裁
IBMの責任の有無 (契約の性質)	<p>本件個別契約 1 3 及び 1 5 の履行不能に係る帰責事由もまた、契約目的を変更してまで本件開発業務を継続するとの選択をしないことがやむを得ないといえるような、本件リスク報告までの開発業務の遅延と障害多発の状況について、検討されるべきである。</p>	<p>本件システムを構築して、基本設計書、テスト計画書及び結果報告書並びにプログラムの仕掛品（ソースコード、実行モジュール）を製作納品し、サブシステム内連結テストを終了する段階（S T A R など他のシステムとの総合テスト等に入ることができる段階）にまで進めることを I B M の債務の内容とする請負兼準委任契約</p>
履行不能について	<ul style="list-style-type: none"> ・本件個別契約 1 3 及び 1 5 は、本件個別契約 1 4 と同様、平成 2 5 年 1 月 4 日の S T A R との同時稼働開始を目的とする契約であって、本来、本件個別契約 1 4 による総合テストの開始までには債務の履行を終了すべきであったところ、その履行が遅延したため、次の工程のための本件個別契約 1 4 における債務の履行と並行して行われていたものにすぎない。 ・本件個別契約 1 3 及び 1 5 は、より後の工程のための本件個別契約 1 4 が本件発動通知により履行不能を来したことに伴い、本来は、当然に履行不能を来すことになるのが通常の性質のものというべきである。 	<p>本件個別契約 1 3 及び 1 5 所定のプログラムの仕掛品（ソースコード、実行モジュール）の全部（D r o p 2 の顧客 W e b 部分も含む。）が遅くとも平成 2 4 年 7 月 2 7 日までに製作納品され、平成 2 4 年 8 月 9 日の第 9 回ステコミにおいてプログラムの全部が納品基準を満たして納品されたことが確認され、かつ、本件システムの総合テストへの参加が承認されたという前記認定事実によれば、本件個別契約 1 3 及び 1 5 に基づき I B M が負う債務は、その履行を終えたという事実を推認することができる。</p>

2. 逆転判決の理由

④ 本件個別契約13および15について（続き）

	地裁	高裁
履行不能について	<p>・もともと、本件開発業務においては、本件発動通知の後も、S T A Rに遅れた稼働開始に向けた見直しプランの検討が重ねられる中で、本件通知の直前までサブシステム内連結テストが継続されていた。また、本件個別契約13及び15に基づくサブシステム内連結テストは、S T A Rとの連携前の本件システム自体のテストであって、S T A Rに遅れた稼働開始のためにも必要であり、総合テストとは異なり、リテールITプロジェクトとは別に行うこともできる性質のものということができる。そうすると、本件の具体的事実関係の下では、本件個別契約13及び15における被告の個別具体的な債務までが、本件発動通知によって直ちに履行不能を来したとまで認めることは困難である。</p> <p>・しかし、見直しプランで検討されたS T A Rに遅れた稼働開始は、例えば、総合テストの環境をリテールITプロジェクトのものとは別に新たに構築する必要が生じるであろうし、現行システムから本件システムへの移行もS T A Rの稼働開始前に行う移行とは全く条件が異なることが予想されるなど、本件個別契約13及び15の本来の目的であるS T A Rとの同時稼働開始とは開発に関わる諸事情が大きく異なることが明らかである。</p>	<p>・総合テスト参加中止の判断があった後の平成24年9月及び10月の時期にI B Mがサブシステム内連結テストを行っていたことは、前記認定を妨げるものではない。この時期のI B Mは、平成24年8月までのテストの実施により発生したT P Rの修正作業を行っていたが、修正作業が成功したかどうかの検証作業としては、単体テスト及びサブシステム内連結テスト（I B Mが単独で行うことができるもの）までしか行うことができず、サブシステム間連結テストを実行することは野村証券による総合テスト参加中止決定が原因で不可能であったものとみられる。</p> <p>・プログラムの仕掛品の全部は、納品基準を満たすと双方に判断された上で平成24年7月27日までに納品されたのであるから、その後のテスト等において問題が発見されたことに伴う修正作業の中でサブシステム内連結テストを行ったからといって、納品基準を満たすと双方に判断された上で平成24年7月27日までに納品されたという履行完了の事実が覆されるものではない。</p>

2. 逆転判決の理由

④ 本件個別契約 1 3 および 1 5 について(続き)

	地裁	高裁
履行不能について	<p>・ 1 5 に基づくサブシステム内連結テストは、S T A R との連携前の本件システム自体のテストであって、S T A R に遅れた稼働開始のためにも必要であり、総合テストとは異なり、リテール I T プロジェクトとは別に行うこともできる性質のものといえることができる。そうすると、本件の具体的事実関係の下では、本件個別契約 1 3 及び 1 5 における被告の個別具体的な債務までが、本件発動通知によって直ちに履行不能を来したとまで認めることは困難である。</p> <p>・ しかし、見直しプランで検討された S T A R に遅れた稼働開始は、例えば、総合テストの環境をリテール I T プロジェクトのものとは別に新たに構築する必要が生じるであろうし、現行システムから本件システムへの移行も S T A R の稼働開始前に行う移行とは全く条件が異なることが予想されるなど、本件個別契約 1 3 及び 1 5 の本来の目的である S T A R との同時稼働開始とは開発に関わる諸事情が大きく異なることが明らかである。</p>	

2. 逆転判決の理由

④ 本件個別契約 1 3 および 1 5 について(続き)

	地裁	高裁
履行不能について	<ul style="list-style-type: none"> ・そうすると、見直しプランの検討とは、本件個別契約 1 3 及び 1 5 の本来の契約目的を、S T A R に遅れた本件システムの稼働開始に変更した上で、本件開発業務を継続することについての検討と位置づけるよりほかない。 ・したがって、本件開発業務を中止する旨の本件通告は、原告野村証券が、本件個別契約 1 3 及び 1 5 について、契約目的を変更してまで継続することはしない旨を明らかにしたものである。そして、サブシステム内連結テストに係る被告の債務は、承認やレビューはもとより、作業の場や機器の確保など、ユーザである原告野村証券の協力なくして履行できないものと解されるから、本件通告の後、被告がサブシステム内連結テストを行うことは、社会通念上、客観的にみて不可能である。 ・そうすると、本件個別契約 1 3 及び 1 5 における被告の債務は、本件通告がされた平成 2 4 年 1 1 月 2 日時点において、履行不能を来したものと認められる。 	
債務不履行について	—	<p>本件個別契約 1 3 及び 1 5 に基づく I B M の債務は、納入目標の合意による変更を経て、変更後の目標までに全部履行されることが明らかである。なお、目標が契約上の履行期限を定める合意であったかどうか、疑問である。したがって、I B M が野村 H D から主張の履行遅滞の責任を負うことはない。野村 H D らの主張を採用するには、無理がある。</p>

2. 逆転判決の理由

(3) 「パッケージソフト (WM) を利用したシステム開発であるのに、パッケージの標準装備機能で本件システムの機能の大部分をまかなう開発とならず、カスタマイズ量が想定外に増加して、本件開発業務が遅延し、成果物のテスト結果が不良であったことが、野村HDによる本件開発業務断念の誘因となっている。このことについてIBMに債務不履行責任や不法行為責任が発生するかどうか」について

⑤ 品質不良，信頼関係崩壊等を理由とする履行不能の主張について

	地裁	高裁
平成24年11月2日時点の本件システムの状態の評価	<p>少なくとも、本件システムは、総合テスト中止時の障害の状況の下で、社会通念に照らして客観的にみて、被告の見直しプランによって完成が確実であったとまでは認められず、かえって、ユーザである原告野村証券において、完成や円滑な移行、稼働開始後の運用保守を危惧することもやむを得ないものであったと認められ、他に上記認定を覆すに足りる証拠はない。</p> <p>(デロイトトーマツとキャップ・ジェミニの意見書が対立していることや、特に、完成可能であるとの被告担当者の見解が、経験からの感覚にとどまっていたり、見直しプランに具体的検討を要する大きな課題があることを自認するものであることを総合的に判断)</p>	<p>本件システムの品質を合理的な期間内に金融システムに必要なレベルに改善することが不可能になったことを認めるに足りる証拠はない。</p> <p>(本件システム改善が可能であったというデロイトトーマツの意見書を採用して認定)</p>
責任の所在	<p>(遅延要因について以下をはじめとしてIBMに帰責事由を認めた)</p> <p>カスタマイズ量の著しい増大 (PM整理表中「No.」欄2の「原因」欄中「被告」欄) についても、前記認定事実によれば、原告野村証券は、概要設計フェーズまでの間は、被告の支援の下でWMの機能に合わせた要件定義を行うことが不可能であったと言わざるを得ず、概要設計最適化フェーズにおけるカスタマイズ量の増大は、原告野村証券が現行業務に固執して削減を妨げたことによるのではなく、要件の詳細化に伴う新たなギャップの把握に大きな原因があったと推認され、被告の責めに帰すべからざる事由があるとは認め難い</p>	<p>(仮に、履行不能であると評価できるとしても)</p> <ul style="list-style-type: none">・双方にその原因があり、特に下流工程の基本設計フェーズに入った後も、さらには当初はテスト期間と想定されていた平成24年に入ってからCR (変更要求) を繰り返して、工数の著しい増大とテメノス社の作業の手戻りと遅れを繰り返し誘発し、テメノス社からプログラム製作作業の十分な時間的余裕を奪った野村証券側に、より大きな原因があることが、明らかである。・仮に百歩譲って前記の時点で履行不能であると評価することが可能であるとしても、その帰責事由の多くは野村HDらの側に多々あるのであって、IBMの帰責事由と評価することは困難であるというほかはない。 <p>18</p>

2. 逆転判決の理由

(3) 「パッケージソフト（WM）を利用したシステム開発であるのに、パッケージの標準装備機能で本件システムの機能の大部分をまかなう開発とならず、カスタマイズ量が想定外に増加して、本件開発業務が遅延し、成果物のテスト結果が不良であったことが、野村HDによる本件開発業務断念の誘因となっている。このことについてIBMに債務不履行責任や不法行為責任が発生するかどうか」について

⑤ 品質不良，信頼関係崩壊等を理由とする履行不能の主張について

	地裁	高裁
責任の所在	<p>・前記認定事実によれば，本件開発業務において，スケジュール8を遵守できなかった本件局面9以降の度重なる出荷遅延は，テメノス社による要件及びカスタマイズ量の把握不足による可能性が極めて大きいものである。テメノス社は，本件個別契約13～15に係る被告の履行補助者であるから，その要件及びカスタマイズ量の把握不足は，ベンダである被告自身のものと同視される。そして，ベンダが要件及びカスタマイズ量の把握不足を原因としてプログラムの出荷を遅延するような行為は，ベンダとしての通常の注意を欠いたものと言わざるを得ない。</p> <p>・また，前記認定事実によれば，テメノス社による要件の把握は，要件定義フェーズ及び概要設計フェーズにおいては，被告の原告事業部担当者に対するヒアリングに基づいて行われたものである。このことに，被告のレビューで修正が必要とされたストーリーボードの例や，被告が正しく理解していたのにテメノス社が理解を欠いた「運用開始日前日案件作成」の例をも総合すると，履行補助者であるテメノス社の要件及びカスタマイズ量の把握不足は，債務者本人である被告との間の連携に原因がある可能性が高いものというべきである。</p>	<p>(仮に、履行不能であると評価できるとしても)</p> <p>・双方にその原因があり，特に下流工程の基本設計フェーズに入った後も，さらには当初はテスト期間と想定されていた平成24年に入ってからCR（変更要求）を繰り返して，工数の著しい増大とテメノス社の作業の手戻りと遅れを繰り返し誘発し，テメノス社からプログラム製作作業の十分な時間的余裕を奪った野村証券側に，より大きな原因があることが，明らかである。</p> <p>・仮に百歩譲って前記の時点で履行不能であると評価することが可能であるとしても，その帰責事由の多くは野村HDらの側に多々あるのであって，IBMの帰責事由と評価することは困難であるというほかはない。</p>

2. 逆転判決の理由

(3) 「パッケージソフト（WM）を利用したシステム開発であるのに、パッケージの標準装備機能で本件システムの機能の大部分をまかなう開発とならず、カスタマイズ量が想定外に増加して、本件開発業務が遅延し、成果物のテスト結果が不良であったことが、野村HDによる本件開発業務断念の誘因となっている。このことについてIBMに債務不履行責任や不法行為責任が発生するかどうか」について

⑤ 品質不良，信頼関係崩壊等を理由とする履行不能の主張について(続き)

	地裁	高裁
責任の所在	<p>・加えて、本件局面8～12における度重なる出荷遅延は、他の様々な要因が複雑に関与して生じたものと認められるところ、被告が、原告事業部の業務に対応できないAppwayをワークフローの開発に用いることを決定し、当初の工数を上回る工数の増加を招き、第2回遅延問題検討会でA9戦略部課長から批判を受けたことや、微増の修正にとどまるとしてフィーの変更を決定したことなどは、前記認定の経緯に照らし、その遅延の一因となっている可能性が高いものというべきである。</p> <p>以上によれば、本件リスク報告までの開発業務の遅延と障害多発の状況が、被告の責めに帰すべからざる事由によると認めるのは困難であり、本件個別契約13～15の履行不能が被告の責めに帰すべからざる事由によるとは認められない。</p>	

2. 逆転判決の理由

(3) 「パッケージソフト（WM）を利用したシステム開発であるのに、パッケージの標準装備機能で本件システムの機能の大部分をまかなう開発とならず、カスタマイズ量が想定外に増加して、本件開発業務が遅延し、成果物のテスト結果が不良であったことが、野村HDによる本件開発業務断念の誘因となっている。このことについてIBMに債務不履行責任や不法行為責任が発生するかどうか」について

⑤ 品質不良，信頼関係崩壊等を理由とする履行不能の主張について（続き）

	地裁	高裁
当事者間の信頼関係について	信頼関係の崩壊に関する直接的な認定はない。	<ul style="list-style-type: none">・平成24年11月2日の時点において当事者間の信頼関係が崩壊していたことを認めるに足りる証拠はない。野村HDらが、一方的にIBMを嫌忌していたにとどまる。・同日の時点においてビジネスがうまくいかないことの主たる原因が野村HDらの側に多々あることは、前記認定事実から明らかである。・ビジネス上の目標不達成となった唯一のシステムである本件システム（SMAFW）の担当者らが、野村グループの中で非難の目にさらされていたことは容易に推認することができ、社内説明用のスケープゴートとして、IBMを必要以上に悪者扱いして、ビジネスパートナーとして信頼するに値しないと社内説明していた可能性は、高いものとみられる。

2. 逆転判決の理由

(3) 「パッケージソフト（WM）を利用したシステム開発であるのに、パッケージの標準装備機能で本件システムの機能の大部分をまかなう開発とならず、カスタマイズ量が想定外に増加して、本件開発業務が遅延し、成果物のテスト結果が不良であったことが、野村HDによる本件開発業務断念の誘因となっている。このことについてIBMに債務不履行責任や不法行為責任が発生するかどうか」について

⑥ 不法行為について 地裁高裁共にIBMの不法行為責任を認めなかった

地裁	高裁
<p>パッケージ・ソフトウェアを利用する開発は、一般にはカスタマイズ量が増大すれば、開発費用が増大し、開発期間が長期化するという関係にあること（前記前提事実(3)ア参照）をも総合すると、<u>本件局面7の設計・開発フェーズ開始時における客観的なWMのカスタマイズ量は、パッケージ・ソフトウェアを利用する開発としては、相当程度、合理性を欠く量に及んでいと推認するのが相当である。</u>そうすると、もともと基礎に相応に困難な内容・性質を含んでいた本件開発業務は、カスタマイズ量の増大により、本件局面7の設計・開発フェーズの開始時点においては、開発費用の増大や開発期間の長期化により頓挫する相当程度のリスクを内在するに至っていたものというべきである。（中略）</p> <p>被告が、上記のような大きなリスクを顕在化させることなく、平成25年1月4日にSTARと連携した本件システムの稼働を開始させ、本件開発業務を完遂することは、<u>被告がコンピュータ・システム開発業界において我が国を代表するようなベンダであることを考慮しても、相当困難なことであったと推認される。そして、このように困難な業務の完遂を、契約上の業務から離れて、一般市民法秩序を規律する不法行為法上の義務として被告が負っていたと解することは、困難なことと言わざるを得ない。</u></p> <p>したがって、本訴各不法行為請求は、本件システムの完成に係る利益の侵害を根拠とするものとしては、理由がない。</p>	<p><u>契約当事者間である野村HDとIBMの間において、契約の履行そのものに関して債務不履行責任のほかに不法行為責任を負うというのは例外的な特段の事情がある場合に限られるというべきである。また、野村証券は、契約当事者である野村HDの完全子会社であるから、同様に、IBMの野村HDに対する契約の履行そのものに関して野村証券に対して不法行為責任を負うというのも、例外的な特段の事情がある場合に限られるというべきである。</u></p> <p>（中略）</p> <p><u>特段の事情があることを基礎付ける事実関係を認めるに足りる証拠はない。野村HDらの主張を採用するには、無理がある。</u></p> <p>（中略）</p> <p>また、前記認定事実によれば、IBMは、工数の著しい増加に対応して概要設計最適化フェーズを設けて工数削減の努力を行い、工数に応じた人員が確保できているか、作業量が適正かなどの事項の点検を、基本設計フェーズの開始時期その他の適切な時期に行い、基本設計フェーズに入った後の野村証券からの度重なるCR（変更要求）に対してもその凍結を求めたりするなど、可能な限度でプロジェクト・マネジメントを行っていたが、野村HDらが基本設計フェーズに入った後もCR（変更要求）を繰り返すなど適切に対応してくれないことが原因で、<u>基本設計フェーズの冒頭に立てた計画が崩壊して平成25年1月の稼働開始が困難になったものというべきである。野村HDらの主張を採用するには、無理がある。</u></p>

2. 逆転判決の理由

⑦ まとめ

争点	地裁	高裁
IBMは本件システムを完成する責任を負うか	×	×
IBMの債務不履行責任（履行不能） 本件個別契約6・13・14・15以外	×	×
IBMの債務不履行責任（履行不能・債務不履行） 本件個別契約6について	×	×
IBMの債務不履行責任（履行不能・債務不履行） 本件個別契約13・14・15について	○ 履行不能あり 帰責性あり	×
IBMの本件個別契約13～15に基づく報酬請求権	×	○ (ただし、14は一部)
ストーリーボード修正および単体テストについてのIBMの報酬請求権	×	×
本件開発業務の中止に伴うソフトウェア停止等の作業についてのIBMの報酬請求	×	×
IBMの不法行為責任	×	×

3. ディスカッションポイント

1. 地裁・高裁の判決のどちらに賛成されますか。

<メモ>

- ・どちらを支持する、というより「読んで分かりやすい判決は高裁、だが結論は地裁の方が妥当に思えるのでどちらとも言い難い」という意見が多かった。
- ・ベンダの立場からは高裁判決はありがたい。
- ・ユーザー側の理不尽な仕様変更があったとしても、開発のとん挫という結果を見ればIBMに責任がないとは言えないのではないか。
- ・複数の参加者から「本件開発はパッケージソフトのカスタマイズ案件であるのに、フィットギャップ分析の不十分さに関する論点が当事者から主張されていない」点について指摘があった。当該論点が検討されていれば高裁判決も違った結果になったかもしれない。

2. 本件は地裁・高裁を通じて個別契約における契約上の義務を履行していればシステム全体の完成義務を負わないとしています。この考え方に賛成でしょうか。

<メモ>

- ・システム開発の性質を根拠に判決を支持するゼミ生がほとんど。
- ・一方で「多段階契約」+「準委任契約」または「賠償責任の軽減」されたシステム開発契約を締結することにより開発がとん挫した際にユーザーの損害がほとんど補填されない問題を指摘する意見もあった。

3. ディスカッションポイント

3. システム開発におけるプロジェクト・マネジメント義務について、システム開発のプロとしてのベンダの責任を重くとらえる従前の判決から、ユーザーの協力義務も重視する判決が出るようになってきたように思われます（旭川医大 v s NTT東事件等）。どちらの判断基準に賛成されますか。または、システム開発における当事者はどのような責任を負い、どのような役割を果たすべきであるとお考えでしょうか。

<メモ>

- どちらが、という意見はなく、それぞれが義務を負う。
- 以前はシステム化されるものは大体決まっていたが、DX化であらゆるものがシステム化されるようになっており、ユーザーの協力なしには開発を進められなくなっているのが実態である。
- 一方で、ユーザーがシステムのことを熟知しないのは従前のおりであるので「どんな情報を」「どのように提示すれば」システム化が可能になるのか、については、やはりベンダの専門性に依るところではないか。
- PM義務の法的性質には疑問も残る。主たる義務の履行が認定されている場合でも付随義務（PM義務）の不履行により損害賠償を負うのはなぜか、過失のあるベンダがユーザーのPM義務違反を主張することはできないのか…。
- システム開発がとん挫した結果を評価するための根拠とされるのがPM義務違反ではあるものの、相手がPM義務（または協力義務）を負うと主張するだけでは難しい。

3. ディスカッションポイント

4. 本件個別契約13～15における履行不能の有無に関する地裁、高裁の判断についていずれに賛成でしょうか。

<メモ>

(補足) 本案件においては地裁・高裁で履行不能の判断が分かれたのが結論に反映されている。IBMからの通知を受けたコンティンジェンシープランの発動を「履行不能」と評価したのが地裁（履行不能に陥らなければ履行遅滞の状態が続くので履行することは可能）。

- (高裁支持) システムが完成はしなくても履行は完了している、というのが高裁の判断。請負であっても家を建てるのとは異なり、システム開発はユーザーからの協力を得られなければ進められないのだから、ユーザー（野村）から協力が得られなくなった時点でベンダ（IBM）に帰責性なく契約は終了した、という解釈は可能なのでは。
- (地裁支持) 準委任と請負の違いを軽視していないか。請負における成果物が完成していない以上は完遂されたと評価されたところで意味がないのでは。

3. ディスカッションポイント

5. 高裁判決において、ベンダが自ら責任を認める発言や書証が存在してもなお、「IBMは報酬を受領する側、野村HDは報酬を支払う側であるから、IBMがプロジェクトの続行を希望して、低姿勢な態度に終始して、自己の問題点は指摘するが、野村HD側に問題があってもこれをあまり指摘しない言動に出るのは、自然なことである。」として発言や書証という客観的な証拠を否定する事実認定がされています。ビジネス上の取引に関する裁判でこのような事実認定がされることについて、発表者は違和感を持っていますが、この点についてご意見いただければと思います。

6. 高裁判決において、裁判官が14口座しかないサービスのシステム化断念をしないことをもってユーザーの協力義務が果たされていないと判断する一要素としていますが、取引の重要性や顧客の性質によっては口座数だけで判断できない場合もあり、経営判断に踏み込んでいないかと発者表は違和感を持っていますが、この点についてご意見いただければと思います。

<メモ> (5・6はまとめて議論)

- ・スルガ対IBMの事案から法務担当者、システム開発関係者はドキュメンテーションの重要性を学んだが、本判決の5番の内容によりそれが否定された、ということにはならない。
- ・IBMからの指摘に対する野村側の無言が証拠として提出されており、こうした事実の積み重ねからIBMは裁判を有利に運んだのではないかという気がする。

3. ディスカッションポイント

7. 本判決をふまえ、改めて契約書の建付け等の工夫の重要性が求められると思われませんが、実際にどのような点を意識すればよいと思いますか。

<メモ>

- ・プログラム構築の工程においては請負になることがまだ多い。業務の性質からユーザーの希望を尊重せざるを得ない（ベンダ）。
- ・責任制限と多段階契約を組み合わせてベンダの責任が実際ほとんど問えない契約もある。
- ・本件のようにパッケージを活用する開発の場合はユーザー側に「パッケージを利用することでワークフローが変わる（＝スピード・コストとワークフローの変更がバーターになっている）」という認識をもってもらうことが必要。

3. ディスカッションポイント

8. そのほか

- 本判決はPM義務の法的性質やその違反の有無について言及がないが、PM義務違反を判断基準に持っていないというよりは、最高裁で結論が変更されることを避けるために法律論を避けて事実認定を丁寧に行っているという理解が正しいであろう。いわば裁判官のテクニクが透けて見えるのが高裁の判決である。
- PM義務の法的性質については、未だに東京地判平成16年3月10日判決（国民健康保険組合事件）が引用されていることが多いが、当時とは開発を取り巻く環境も大きく変わり、ユーザー側にはシステム開発体制が整ってきており、ベンダ側にも業務SE（業務を整理することを専門業務とするSE）がいる。こうした実態に即した判決も出現してきている。
- システム開発紛争案件においては事実認定が非常に重要であるといえる。形式的な議事録だけでなく開発の方針の選択や判断の過程を丁寧に記録していくことも重要である。

参考資料（ディスカッションポイント2）

多段階契約において、一部契約の不履行により開発契約全体を解除することができるか

TIS対トクヤマ事件

システム開発においては開発のフェーズを細切れに合意していくことが多い。各フェーズが終了して次のフェーズの契約内容が具体的になるため、基本契約・個別契約双方が締結されたとしても、基本契約の内容は基本的な合意事項を定めるのみである（実務上、多くはユーザーまたはベンダの基本契約書ひな形がそのまま用いられることが多い）。TIS対トクヤマ事件においては基本契約・個別契約双方が締結されていたが、裁判所は以下のとおり各個別契約毎に債務不履行の成立を検討すべきとしている。他のシステム開発事案についてもフェーズ事の個別契約を締結した場合にベンダがシステムの完成までの責任を負うとして1つの契約の不履行により開発契約全体の解除が認められたことはない。

- 原告は、平成18年12月11日、被告との間で本件システム開発に関する基本契約書を取り交したことにより、原告が支払う請負報酬を概算17億円とし、被告が本件システムの完成を請け負うことを内容とする一個の請負契約が成立したと主張する。しかしながら、証拠（甲6）によれば、本件基本契約の内容は、本件プロジェクトにおいて締結が予定された各個別契約の種類、内容等を予め定めたものにすぎず、原告と被告は、本件基本契約の締結後、本件システム開発が進行するに応じて、検討フェーズ個別契約ないしIMP個別契約並びに追加開発に係る各個別契約を、それぞれ取引条件をその都度定めた上でそれぞれ別個の契約書を作成して締結したことが認められることからすると、本件基本契約及び各個別契約につき、実質的に見て一個の請負契約が成立したものと評価することはできない。かえって、上記のとおり、本件システム開発における各個別契約は、それぞれ別個の時期に別個の契約書を用いて締結されたことからすれば、これら各個別契約はそれぞれ別個独立の契約として成立したものと認められる。したがって、本件システム開発に係る契約に関して1個の請負契約が成立したことを前提とする、仕事完成債務の履行不能に基づく損害賠償請求又は同債務の履行不能解除に基づく原状回復請求はいずれも失当である。
- 原告は、仮に上記1個の請負契約が成立したとはいえないとしても、本件システム開発に関しては1個ないし複数の個別の委任契約が成立したところ、被告の責めに帰すべき事由により本件システムには多数の不具合ないし瑕疵が発生したのであるから、被告には本件システム開発に関する契約上の債務の不完全履行があると主張する。確かに、本件システム開発に関して原告被告間に締結された各契約は、本件システムの構築に向けた1個のプロジェクトである本件プロジェクトを組成しているものであるとみることができる一面を有するが、他面では、それぞれが上記の各フェーズにおける独自の意義を持つ独立した1個の契約として独自の給付目的を有しているため、その解除原因としての債務不履行事由もそれぞれ別個に観念することができる。したがって、そのような各契約に係る個別の債務不履行事由をなおざりにした上で、単純にそれら契約がその組成要素として位置付けられる本件プロジェクトが頓挫したという一事のみで、これら各契約全体を解除しそれら契約の拘束力から一切解放されるという解除を認めることはできないというべきである。 30

参考資料（ディスカッションポイント3） プロジェクト・マネジメント義務について

国民健康保険組合事件

東京地方裁判所 平成16年3月10日（平成16年3月10日平成12年（ワ）第20378号、平成13年（ワ）第1739号）

システム開発が遅延し契約が解除された事案について、ベンダに「プロジェクトマネジメント義務」、ユーザーに「協力義務」の存在を認めたとす。契約上、システム開発は「共同作業」であるとし、システム開発の遅延の原因は「いずれか一方の当事者のみの責めに帰すべき事由によるものというは適切ではなく、原告国保と被告双方の不完全な履行、健保法改正その他に関する開発内容の追加、変更等が相まって生じた結果」であるとして債務不履行を認めず請負契約の解除としての原告の解除を認めた。

被告は、システム開発の専門業者として、自らが有する高度の専門的知識と経験に基づき、本件電算システム開発契約の契約書及び本件電算システム提案書に従って、これらに記載されたシステムを構築し、段階的稼働の合意のとりの納入期限までに、本件電算システムを完成させるべき債務を負っていたものである。したがって、被告は、納入期限までに本件電算システムを完成させるように、本件電算システム開発契約の契約書及び本件電算システム提案書において提示した開発手順や開発手法、作業工程等に従って開発作業を進めるとともに、常に進捗状況を管理し、開発作業を阻害する要因の発見に努め、これに適切に対処すべき義務を負うものと解すべきである。そして、システム開発は注文者と打合せを重ねて、その意向を踏まえながら行うものであるから、被告は、注文者である原告国保のシステム開発へのかかわりについても、適切に管理し、システム開発について専門的知識を有しない原告国保によって開発作業を阻害する行為がされることのないよう原告国保に働きかける義務（以下、これらの義務を「プロジェクトマネジメント義務」という。）を負っていたというべきである。

（中略）本件電算システム開発契約は、いわゆるオーダーメイドのシステム開発契約であるところ、このようなオーダーメイドのシステム開発契約では、受託者（ベンダー）のみではシステムを完成させることはできないのであって、委託者（ユーザー）が開発過程において、内部の意見調整を的確に行って見解を統一した上、どのような機能を要望するのかを明確に受託者に伝え、受託者とともに、要望する機能について検討して、最終的に機能を決定し、さらに、画面や帳票を決定し、成果物の検収をするなどの役割を分担することが必要である。このような役割を委託者である原告国保が分担していたことにかんがみれば、本件電算システムの開発は、原告国保と受託者である被告の共同作業というべき側面を有する。

そして、本件電算システム開発契約の契約書（乙1）は、4条1項において、「被告は、原告国保に対し、委託業務の遂行に必要な資料、情報、機器等の提供を申し入れることができる。資料等の提供の時期、方法等については、原告国保と被告が協議して定める。」旨定め、5条において、「原告国保の協力義務」として、「被告は、4条に定めるほか、委託業務の遂行に原告国保の協力が必要な場合、原告国保に対し協力を求めることができる。この協力の時期、方法等については、原告国保と被告が協議して定める。」旨定めており、原告国保が協力義務を負う旨を明記している。したがって、原告国保は、本件電算システムの開発過程において、資料等の提供その他本件電算システム開発のために必要な協力を被告から求められた場合、これに応じて必要な協力を行うべき契約上の義務（以下「協力義務」という。）を負っていたというべきである。

参考資料（ディスカッションポイント3） プロジェクト・マネジメント義務について

スルガ銀行対日本IBM事件

（平成24年3月29日東京地方裁判所判決 平成25年9月26日東京高等裁判所判決 2015年7月8日最高裁判所上告棄却）

- ・スルガ銀行のパッケージソフトカスタマイズによるシステム開発PJが中止された。
- ・東京地裁は、システム開発契約に基づくプロジェクトがシステムの開発に至らず頓挫した責任は、プロジェクトマネジメント義務に違反した被告にあるとして、原告が被告に対して115億8000万円の損害賠償を求めた請求を74億1366万6128円の賠償を求める限度で認容した。
- ・東京高裁では、原審同様、原告の主張を認めたが、被告のプロジェクト・マネジメント義務が生じる時期について地裁と異なる判断をし損害賠償の認定額を41億7210万3169円に変更した。

<高裁判決より>

「IBMは、…本件システム開発を担うベンダとして、スルガ銀行に対し、本件システム開発過程において、適宜得られた情報を集約・分析して、ベンダとして通常求められる専門的知見を用いてシステム構築を進め、ユーザーであるスルガ銀行に必要な説明を行い、その了解を得ながら、適宜必要とされる修正、調整等を行いつつ、本件システム完成に向けた作業を行う…プロジェクト・マネジメント…を適切に行うべき義務を負うものというべきである」ほか、「ベンダとしては、そのような局面に応じて、ユーザーのシステム開発に伴うメリット、リスク等を考慮し、適時適切に、開発状況の分析、開発計画の変更の要否とその内容、更には開発計画の中止の要否とその影響等についても説明することが求められ、そのような説明義務を負うものというべき」ところ、「IBMは、スルガ銀行と本件最終合意を締結し、本件システム開発を推進する方針を選択する以上、スルガ銀行に対し、ベンダとしての知識・経験、本件システムに関する状況の分析等に基づき、開発費用、開発スコープ及び開発期間のいずれか、あるいはその全部を抜本的に見直す必要があることについて説明し、適切な見直しを行わなければ、本件システム開発を進めることができないこと、その結果、従来の投入費用、更には今後の費用が無駄になることがあることを具体的に説明し、ユーザーであるスルガ銀行の適切な判断を促す義務があったというべきである。また、本件最終合意は、前記のような局面において締結されたものであるから、IBMは、ベンダとして、この段階以降の本件システム開発の推進を図り、開発進行上の危機を回避するための適時適切な説明と提言をし、仮に回避し得ない場合には本件システム開発の中止をも提言する義務があったというべきであり、本件最終合意書の内容、本件最終合意締結後の経緯と、IBMの義務違反の存否、IBMの担当者の認識について検討しても、「本件システムの抜本的な変更、または、中止を含めた説明、提言及び具体的リスクの告知をしているとは認めがたいから、IBMに義務違反（プロジェクト・マネジメントに関する義務違反）が認められるというべきである」。ただし、「その義務違反の程度については、…故意、あるいは故意と同視されるような重過失の程度のものであったということはず、それに至らない過失の程度のものにとどまるというべきである」。

参考資料（ディスカッションポイント3）

プロジェクト・マネジメント義務について

T I S 対 トクヤマ 事件

（東京地方裁判所 平成21年（ワ）第34501号損害賠償請求事件，同年第43611号同反訴請求事件）

- ・パッケージソフトSAPを用いたシステム開発が中止された。
- ・システム開発とん挫の大きな原因となった権限設定に関するパッケージソフト上の制限等について説明すべきであった等として被告の付随義務違反を認めたが、いっぽうで本件開発の中止は原告の内部的事情に依るところが大きい（開発を進めていれば完成は可能であった）と認定し、原告の請求額の3割の賠償を認め、被告の請求の大半を認めた。
- ・本案件においては「プロジェクト・マネジメント義務」の用語は使用されておらず、「契約上の付随義務」が使用されている。

被告は、自らが有する専門的知識と経験に基づき、本件システム開発に係る契約の付随義務として、本件システム開発に向けて有機的に組成された各個別契約書や本件提案書において自らが提示した開発手順や開発手法、作業工程等に従って自らなすべき作業を進めるとともに、それにとどまらず、本件プロジェクトのような、パッケージソフトを使用したERPシステム構築プロジェクトを遂行しそれを成功させる過程においてあり得る隘路やその突破方法に関する情報及びノウハウを有すべき者として、常に本件プロジェクト全体の進捗状況を把握し、開発作業を阻害する要因の発見に努め、これに適切に対処すべき義務を負うものと解すべきである。そして、システム開発は開発業者と注文者とが協働して打合せを重ね注文者の意向を踏まえながら進めるべきものであるから、被告は、注文者である原告の本件システム開発へのかかわりなどについても、適切に配意し、パッケージソフトを使用したERPシステム構築プロジェクトについては初めての経験であって専門的知識を有しない原告において開発作業を阻害する要因が発生していることが窺われる場合には、そのような事態が本格化しないように予防し、本格化してしまった場合にはその対応策を積極的に提示する義務を負っていたというべきである。

具体的には、被告は、原告における意思決定が必要な事項や解決すべき必要がある懸案事項等の発生の徴候が認められた場合には、それが本格的なものとなる前に、その予防や回避について具体的に原告に対して注意喚起をすべきであるし、懸案事項等が発生した場合は、それに対する具体的な対応策及びその実行期限を示し、対応がされない場合に生ずる支障、複数の選択肢から一つを選択すべき場合には、対応策の容易性などそれらの利害得失等を示した上で、必要な時期までに原告において対応することができるように導き、また、原告がシステム機能の追加や変更の要求等をした場合、当該要求が委託料や納入期限、他の機能の内容等に影響を及ぼすときには原告に対して適時にその利害得失等を具体的に説明し、要求の撤回、追加の委託料の負担や納入期限の延期等をも含め適切な判断をすることができるように配慮すべき義務を負っていたことができる。

参考資料（ディスカッションポイント3） プロジェクト・マネジメント義務について

旭川医大対 NTT 東事件（旭川地裁平成28年3月29日判決 札幌高裁平成29年8月31日判決 上告不受理）

- ・NTT 東日本の既存パッケージソフトウェア（Clinical Information System）をベースに一部カスタマイズするシステム開発について、旭川医大はNTT東が完成および引き渡さなかったとして、NTT東は旭川医大が受領を拒否したことにより、相互に損害賠償請求を行った。
- ・地裁判決はNTT東のプロジェクト・マネジメント義務違反を認定したものの、旭川医大にも協力義務違反があるとして旭川医大の3割の請求を認めた。
- ・高裁判決は旭川医大の協力義務違反（債務不履行）を全面的に認め、NTT東の逆転勝訴となった。

<高裁判決>

システム開発はベンダである一審被告の努力のみによってなし得るものではなく、ユーザである一審原告の協力が必要不可欠であって、一審原告も、一審被告による本件システム開発に協力すべき義務を負う（一審原告も、一般論として上記のような協力義務を有していることは認めているところである。）。そして、この協力義務は、本件契約上一審原告の責任とされていたもの（マスタの抽出作業など）を円滑に行うというような作為義務はもちろん、本件契約及び本件仕様凍結合意に反して大量の追加開発要望を出し、一審被告にその対応を強いることによって本件システム開発を妨害しないというような不作為義務も含まれているものというべきである。

（中略）一審原告は、NECに対して一審被告に協力する旨を申し入れるなどしており、一審被告が現行システムの情報提供を怠ったとの事実は存しない旨を主張する。

もとより、一審原告が、一審被告に対し、本件契約上一審被告の義務とされていた業務の遂行を求めるだけであったのであれば、NECに対する協力依頼などを行うことによって、現行システムの情報提供を積極的に行うべき義務があったということはできない。

しかしながら、本件においては、一審原告は、本件契約上一審被告の義務とされていた業務を超えて、分類1及び2についてのカスタマイズや本件仕様凍結合意以後も追加開発要望を出すことをやめず、現行システムの備える機能を最大限取り込むことを要求していた。また、マスタの抽出義務を負っていたのに、必要なマスタの抽出作業を行わず、一審被告が代わって同作業を行わざるを得なかった。上記のような事実関係を前提とすると、信義則上、一審原告は現行システムの情報提供を積極的に行うべき義務を負っていたというべきである。しかるに、一審原告が行った同義務の履行は、NECに対して一審被告に協力するよう1回申し入れたこと、一審被告に現行システムのログイン権限を与えたこと、現行システムに関する画面イメージや帳票サンプル等を断片的に一審被告に交付したことなどにとどまっており、一審原告には同義務違反が認められるというべきである。

（中略）一審原告は、一審被告にプロジェクトマネジメント義務違反が認められる旨を主張する。しかしながら…（中略）このように、一審被告は、プロジェクトマネジメント義務の履行として、追加開発要望に応じた場合は納期を守ることができないことを明らかにした上で、追加開発要望の拒否（本件仕様凍結合意）を含めた然るべき対応をしたものと認められる。これを越えて、一審被告において、納期を守るためには更なる追加開発要望をしないよう注文者（一審原告）を説得したり、一審原告による不当な追加開発要望を毅然と拒否したりする義務があったということはできず、一審被告にプロジェクトマネジメント義務の違反があったとは認められない。

参考資料（ディスカッションポイント4・7）準委任契約の債務の履行について

IPA・経産省発行の「情報システム・モデル取引・契約書」（2019年12月発行の改正民法対応版）解説においては、従前同様請負と準委任契約の区別を以下のとおりとし、更に次ページのとおり準委任契約におけるベンダの義務について注釈されている。次ページ枠内の記載も含めた本解説とは異なり、大手ベンダの契約が業務の性質にかかわらず全ての工程が準委任とされている場合があるという現実がある。（下線は発表者が追加）

・ 請負と準委任の民法上の主たる相違点は以下のとおりである。

a) 仕事の完成義務の有無

請負ではベンダは仕事（受託業務）の完成の義務を負うのに対し、準委任ではベンダは善良な管理者の注意をもって委任事務を処理する義務を負うものの、仕事の完成についての義務は負わない。別の観点からいえば、請負に馴染むのは、業務に着手する前の段階でベンダにとって成果物の内容が具体的に特定できる場合ということになる。したがって、内部設計やソフトウェア設計などのフェーズは、請負で行うことが可能である。

これに対して、システム化計画や要件定義のフェーズは、ユーザ側の業務要件が具体的に確定しておらず、ユーザ自身にとってもフェーズの開始時点では成果物が具体的に想定できないものであるから、ベンダにとっても成果物の内容を具体的に想定することは通常不可能である。そのため、請負には馴染みにくく、準委任が適切ということになる。

b) 契約不適合責任の有無

請負では、仕事を完成し、その成果物を引き渡す義務を負うので、ユーザに完成されたものとして引き渡された成果物が契約の内容に適合しない場合、債務不履行責任の特則としての契約不適合責任を負う。すなわち、このような場合民法によれば、注文者であるユーザは追完や損害賠償を請求することができる。また、追完の催告をしたにもかかわらず相当期間内に追完がない場合や追完の見込みがない場合は報酬の減額を請求でき、また契約の目的を達成することができないときは契約を解除することができる。

これに対して、準委任の場合、請負のような契約不適合責任を負うことはない。但し、事務処理に関して善管注意義務違反があった場合には、通常の債務不履行責任（例えば不完全な履行を完全なものにすることや損害賠償責任など）を負うこととなる。

- ・善管注意義務とは、「債務者の職業・地位・知識等において一般的に要求される平均人の注意義務を指す点で抽象的であるが、しかし各具体的な場合の取引の通念に従い相当と認むべき人がなすべき注意の程度」をいう。（「新版注釈民法（16）債権（7）」）
- ・例えば外部設計書作成支援業務で出来上がった設計書に不備があった場合、ベンダが受任者の善管注意義務を果たしていなかったといえるときは、ベンダは善管注意義務に基づき、不完全であった債務の履行を完全な履行とするためにユーザにおける設計書の修正に必要な調査、分析、整理、提案及び助言などの支援を行うことになる場合もあろう。

実際「投げた丸」の事前傾向は、実際の事象の発生を促すことである。ベンダが受任者の善管注意義務を果たしていなかったといえるときは、ベンダは善管注意義務に基づき、不完全であった債務の履行を完全な履行とするためにユーザにおける設計書の修正に必要な調査、分析、整理、提案及び助言などの支援を行うことになる場合もあろう。

…「の事にムにテれ
 契約者十化あ一ず
 契約同分計るクに、
 類々に士に画。ホ
 型におの成やそル要
 がすい経立要のダ件
 注べて、やて定果の義
 目て、やて定果の義
 さお準役い義、コ上
 れ任委割るにユンの
 るせ任分かお一タ見
 の「型担にけザク落
 は、いとよるのとし
 請、いす遂るス対をし
 負意か能、一不り生
 型識、力準ク足始じ
 をが請等委ホをめ、す
 と強負に任ル補、す
 るく型基型ダ完さく
 となとづととすらな
 ュ場る、な調たユと
 一合か成か整め一の
 ザがは果つをにザ指
 側あ、物た行、の摘
 のる成に場うべ自が
 心こ果つ合責ン律多
 理と物い、任ダ的い。
 とがのてユ等がな、調
 し指特のーが、調整
 て摘定共ザ曖ユ整機
 「さに通自味一機
 丸れつ理身にザ能
 投げたい解のな内が
 投た。てがシるの発
 げ。実の事ス傾ス揮
 」実際の事象の発生を促すことである。

・あイ責けの協
 責任の後議
 ベプの議
 きットは、実
 分トと、実
 担をシ件す
 モを主ス追
 デ主ス追
 ル体テ加こ
 と的ム、と
 しに要仕が
 て決件様望
 は、定の変ま
 ュ明様、い。
 一確化未
 ザ化を決
 が、す行
 る。等
 企画そまは
 画そまは
 段のた変
 階上、更
 にお、部理
 おい開設手
 て発計続
 要件がに
 件階ユ則
 （外おザ
 部にい委
 設てよ託
 計、り料
 設計、承
 にべ承・納
 対ン認納
 すダを期
 るの受等